



## 終活のすすめ

今回は、ひょうご税理士法人グループ内のまどか行政書士法人より、「終活」についてご案内します。

### ● エンディングノート

- ・ 終末期医療や介護についての自身の考え
- ・ 葬儀の内容やお墓
- ・ 親族や友人についての連絡先や住所
- ・ 自身の財産内容をどのように相続してもらいたいか
- ・ 家族へ伝えたいこと

このような内容をまとめたものを、エンディングノートといいます。

もしもの時に備え、身近な人が困らないように自身の考えや希望を書き記すことで人生の終末と向き合うきっかけにもなります。



### ● 遺言書

エンディングノートに自身の希望をまとめておいたとしても、エンディングノートに法的効力は全くありません。法律で定められた方式に従って作成された自筆証書遺言書または公正証書遺言書等、有効な遺言を残しましょう。

自筆証書遺言書では財産内容が不明瞭で要件を満たしておらず、その自筆証書遺言書を使って手続きを進めることができなかつた事例が多くあります。

公正証書遺言書は実務を多数経験している公証人によって作成されますので、自筆証書遺言書ではなく公正証書遺言書を作成しておくことを強くおすすめします。



### ● 終活のポイント

#### ★ 終活は元気なうちから！エンディングノートでいざというときにそなえておく。

不慮の事故やもしもの時に備えて若いうちから携帯電話やパソコン、SNSのID・パスワード、アカウントを削除するか残しておくのか、サブスク（月額課金や定額制で契約するサービス）の解約等をまとめておくことをおすすめします。

#### ★ 不動産や預貯金等の財産について公正証書遺言書を作成しておく。

遺された親族同士でトラブルにならないように財産の分割方法をきっちりとまとめた公正証書遺言書を作成しましょう。

#### ★ 家族や身近な人と日頃からコミュニケーションをとる。

エンディングノートを書いているということを伝えるだけでも家族や身近な人は安心するでしょう。エンディングノートには重要な情報が書かれているので保管場所には注意が必要です。信頼できる人にも保管場所を教えることをおすすめします。

※内容に関するお問合せ・ご相談はまどか行政書士法人までお願いします。（担当：迎田）

フリーダイヤル：0120-600-612